



# 佐賀県公報

平成16年  
10月12日  
(月曜日)  
第 12518号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (五八・労働課) 一  
告 示

- 青少年に有害な図書等の指定  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(六四三・長寿社会課) 二

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

- 県営内磁川地区土地改良事業計画決定

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(県民協働課) 二  
(農地整備課) 三  
(建築住宅課) 三

## ○ 告 示

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。  
附 則

## ●佐賀県告示第六百四十二号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十二条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年十月十二日

佐賀県知事 古川 康

## ○ 規 則

### 公布された規則のあらまし

- 佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第五八号)

- 1 学院の訓練課程に介護サービス科を設置することとした。(第五条関係)  
2 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年十月十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

## ●佐賀県規則第五十八号

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）の一  
部を次のように改正する。  
第五条の表の短期課程の項に次のように加える。

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-143	別冊 本当にあったHな話 11月号	(株)ぶんか社	18135-11	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-144	本当にあったみだらな話 11月号	(株)一水社	18117-11	
"	16-145	オトナの実名では話せない秘密の告白 11月号	雄出版(株)	02195-11	
"	16-146	月刊 メルフレ ボンバー NO-042 11月号	KKベストセラーズ	08513-11	
"	16-147	[月刊] ザ・ベスト MAGAZINE ORIGIN AL No. 083 10月号	KKベストセラーズ	04039-10	
"	16-148	ザ・ベスト MAGAZINE No. 246 11月号	KKベストセラーズ	14003-11	
"	16-149	極小 ビキニ	ワイルア出版(株)	68449-32 ⑩-2005年3月	
"	16-150	月刊バチエラー [BACHELOR] 11月号	(株)ダイアプレス	07537-11	

## ● 佐賀県知示第六百四十一號

介護保険法（平成九年法律第二百一十一号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年十月十一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	変更年月日
短期入所生活 介護	呼子町特別養護老人ホーム宝寿荘シヨーネスティ	新 東松浦郡呼子町大字殿ノ浦七九七番地111 旧 東松浦郡呼子町大字呼子二二二六三番地	平成一六・一〇・一

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。

関係書類は、平成16年11月24日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年10月12日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成16年9月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 ふれあい
- (2) 代表者の氏名 一戸 陽子
- (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市武雄町大字昭和789番地 1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、近隣地域に住む高齢者や障害者等に対して、痴呆や障害があっても住み慣れた環境の中で、いつまでも安心して生き甲斐のある自らしい生活を送れるよう高齢者や介護親族等の要望に沿った生活支援活動に関する事業を行い、地域住民の健康維持と福祉増進に寄与することを目的とする。

県當土地改良事業（ため池等整備）内砥川地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月12日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類  
県當土地改良事業（ため池等整備）内砥川地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年10月13日から平成16年11月10日まで

3 縦覧の場所

牛津町役場

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年10月12日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定期位	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
11	唐津市原1377番1, 1379番6	平成16年9月30日	4.20~4.48	110.32

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年十月十二日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西 部 印 刷 企 画 (株) 日